

平成30年度 新築

阿武町一般住宅入居申込案内書

東方住宅・1棟4戸



募 集 概 要	
団 地 名 (所在地)	阿武町 「東方一般住宅」 (阿武町大字奈古3203-1)
募集戸数(規模)	【1LDK】 43.05㎡ 2戸(1階) 【2LDK】 57.12㎡ 2戸(2階)
受付期間	平成30年3月4日(月)～3月15日(金)
受付場所 (問合せ先)	阿武町役場 施設課 〒759-3622 阿武町大字奈古2636番地 電話 (08388)2-3112

阿 武 町

1. 募集住宅の概要

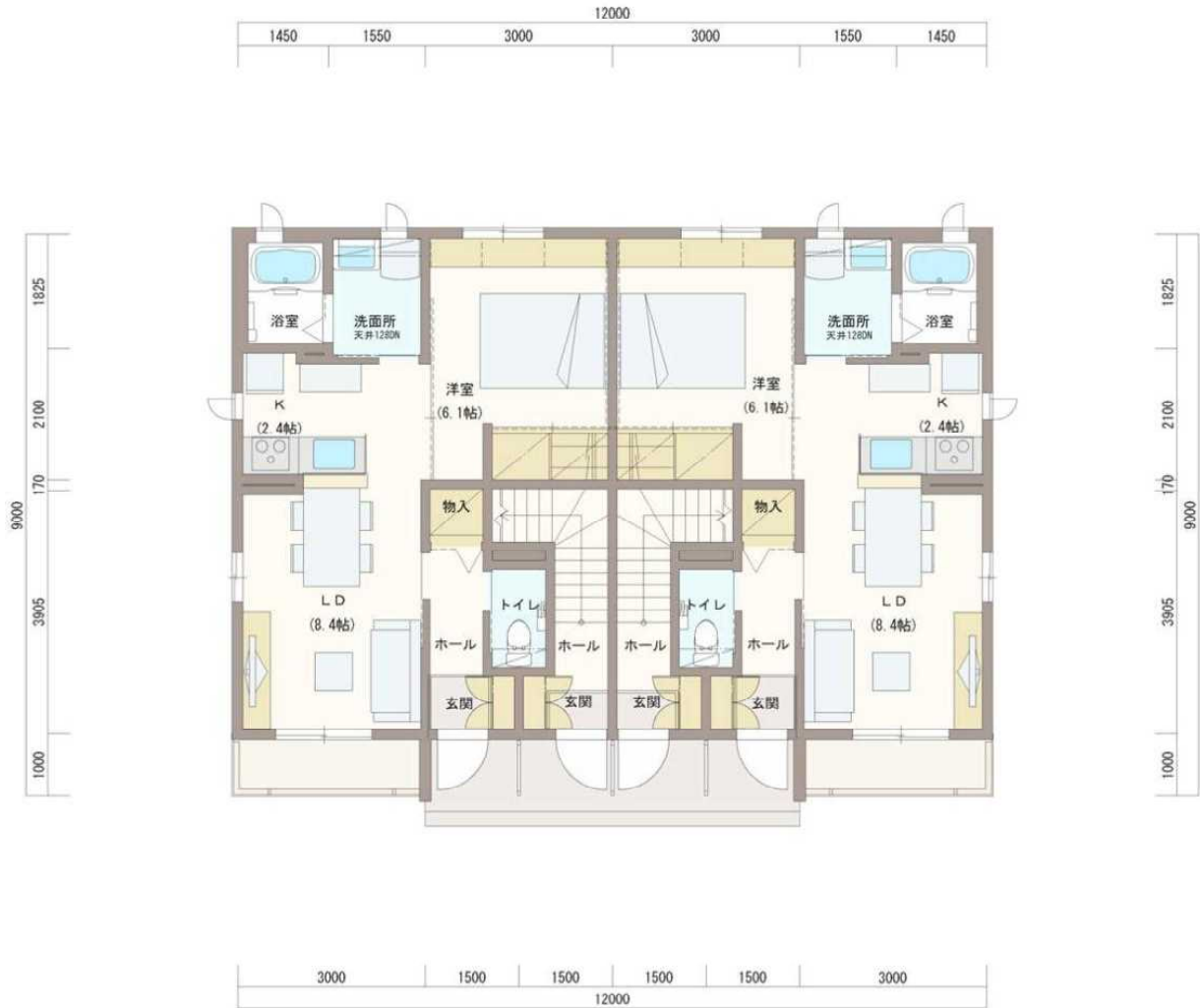
(1) 配置図



(2) 間取り、家賃

1階 【 1LDK 】 43.05㎡ × 2戸

家賃 月額 26,000円・予定



2階 【2LDK】 57.12㎡ × 2戸

家賃 月額 30,000円・予定



(3) 敷 金

家賃2カ月分

(4) 駐 車 場

使用料 月額 1,000円/台・予定

(5) 入居可能日

平成31年3月30日(土)・予定

(6) 構造及び設備等

構 造・・・鉄骨造瓦葺2階建

設 備 等・・・エアコン・シーリングライト(全室)、浴室暖房乾燥機、温水洗
浄暖房便座、テレビドアホン、火災報知器、ケーブルTV(イタ
-ネット可)引込み

(7) その他

イ) 家賃以外に、駐車場使用料、集落排水使用料、簡易水道使用料、無線使用料が
別途必要となります。

ロ) 入居の際、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人(1名)が必要です。

ハ) ケーブルTVの加入金は必要ありません。町で加入しています。

ニ) 電気、電話、ガス、ケーブルTVの視聴申し込みは、各自で行ってください。

2. 申込資格及び申込方法

(1) 申込資格

一般住宅の申込者は、次の要件のすべてを備えている方に限ります。

- イ) 住宅に困っていることが明らかな方。
- ロ) 同所に住所をおける方。
- ハ) 別添、阿武町営住宅入居案内書の内容を理解し、遵守できる方。

※ 現在、町外に住所または勤務先がある方でも、上記イ)～ハ) 全ての要件を備えている方であれば、申し込み資格があります。

なお、入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団であるときは申込を無効とします。

(2) 申込方法

- イ) 申込日時 平成31年3月4日(月)～3月15日(金)
- ロ) 申込場所 〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古2636
阿武町役場 施設課 (08388) 2-3112

ハ) 申込手続

備え付けの『阿武町一般住宅入居申込書』に所要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。

① 収入証明書

入居しようとする者について、市町村長の発行する最新の所得証明書（現時点では平成29年分）。

または、給与所得者にあつては、支払者が発行する平成30年分給与所得源泉徴収票。事業所得者等にあつては、税務署受付印のある平成30年分の確定申告書及び損益計算書の写しでも可。

② 住民票の謄本

入居しようとする者の住民票の謄本。

③ その他

受付窓口において、申込資格の適正な審査の必要上、別途提出を求められた書類等。

＜ 注意事項 ＞

公的年金を受給している方及び過去1年以内に転職あるいは退職された方は、申し出てください。

(3) 選考方法等

- イ) 申込書の書類審査、実態調査等により公正に審査します。
- ロ) 申込書に虚偽の記載があつた時には決定後でも失格とします。
- ハ) 選考結果については後日文書にて通知します。

● 『 東方一般住宅 』 入居申込に際して必要な書類等

〈 必要書類 〉

「阿武町一般住宅入居申込書」 ----- 1部

〈 添付書類 〉

- ① 住民票（入居者全員） ----- 1部
- ② 最も新しい所得証明（源泉徴収票）等 ----- 1部
- ③ 住宅条例施行規則に定める必要書類 ----- 1部（必要時に指示します）

○ 入居決定後に必要な手続き

〈 提出書類 〉

- ① 「請書」（保証人1名が必要となります） ----- 1部
- ② 「駐車場使用許可申請書」 ----- 1部

〈 敷 金 〉

敷金は、月家賃の2ヶ月分とします。入金が入居決定日より15日以内にお支払いいただくこととなります。

〈 その他 〉

電気、電話、ガス及びケーブルTVの申し込みは、入居される日までに済ませておいてください。